

品川区教育委員会会議記録

平成 25 年 第 16 回 定例会

場 所 教育委員室
期 日 平成 25 年 12 月 24 日
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 2 時 58 分

出席委員	委 員 長	鈴木 敏夫
	委員長職務代理者	市川 信之助
	委 員	安尾 久子
	委 員	波多野 美佳
	教 育 長	中島 豊
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長	田村 信二
	庶 務 課 長	齋藤 信彦
	学 務 課 長	和氣 正典
	指 導 課 長	渋谷 正宏
	品川図書館長	中元 康子

議事運営 および 委員長、教育 長報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> 署名委員に市川委員、波多野委員を指名。 日程第2 報告事項3および報告事項4「都費教職員の任免等に関する内申について（休職・普通退職）」は品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。
---------------------------------	---

件名	<p>日程第1 第40号議案</p> <p>品川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について</p>
担当課説明等	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導教諭は、何名を配置する予定なのか。 <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導教諭は、東京都全体における配置なのか。それとも、品川区のみの配置なのか。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の規則改正は、都内の各自治体が行うことになるのか。 <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品川区においては、中学校に指導教諭を配置されるとのことだが、小学校には配置されないのか。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導教諭の資格要件は何か。 指導教諭は、ブロック単位で模範授業や公開授業を行うとのことだが、授業の持ち時間数等の軽減はされるのか。 <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導教諭は、自ら希望して受験をするのか。
事務局説明	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導教諭の配置について、確定ではないが、中学校に理科の教員を1名配置する予定である。 指導教諭は、国の学校教育法改正により、組織的な人材育成を推進するための職として、従来の校長・副校長・主幹教諭・主任教諭・栄養教諭・一般教諭とは別に、新たに設置できるようになった職である。位置づけとしては、現在の主幹教諭と同じ4級職となる。これに伴い、品川区においても指導教諭の配置に対応できるように規則を改正するものであり、品川区独自の配置ではない。職務としては、学校の教員として自ら授業を受け持ち、児童・生徒の実態等を踏まえ、他の教員に対し教育指導に関する指導・助言をすることである。また、校内のOJTの実施や年3回程度、城南ブロック（品川・目黒・大田・世田谷・渋谷）での模範授業、他の教員に対し授業を見学させる公開授業などを行う。指導教諭の導入にあたっては、東京都全体の教育力の向上を目指し配置されるものである。 今回の規則改正は、都内の各自治体が行うことになる。指導教諭の配置については、都内の小学校に約210名、中学校に約130名を平成26年4

	<p>月1日以降、5年程度で配置していくことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導教諭の配置については、ブロック単位（城南ブロック）で任用および活用していくことになる。残念ながら今回は、品川区の小学校への指導教諭の配置はなく、中学校だけの配置となる。 ・ 指導教諭の資格要件は、平成24年度以前の東京都公立学校主幹教諭選考合格者のうち、現に主幹教諭の職にある者かつ平成26年3月31日現在、年齢が58歳未満の者で、区市町村教育委員会または東京都教育委員会の推薦を受けた者である。 ・ 指導教諭の授業の持ち時間数等は、特段、軽減されることはなく、公務に支障のない範囲で模範授業や公開授業等を行ってもらうことになっている。 ・ 指導教諭を目指す者は、自ら希望して受験をすることになる。指導教諭は、教科の専門性をさらにステップアップしていきたい者が受験することになる。
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

<p>件名</p>	<p>日程第1</p> <p>第41号議案 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>第42号議案 学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき説明
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育職員の給料の調整額は、上がることはあるのか。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育職員の管理職手当について、園長の管理職手当は下がるが、副園長の場合はどうなるのか。
<p>事務局説明</p>	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育職員の給料の調整額については、人事委員会勧告の給料表の引き下げ改定に伴い、全体的には下がるが、低い号給の職員は、現状に留まることもある。 ・ 幼稚園教育職員の管理職手当について、品川区の場合、現時点で副園長を配置していないため、今回の規則改正において影響はない。
<p>委員意見要旨</p>	<p>特になし</p>
<p>議事結果</p>	<p>原案可決</p>

<p>件名</p>	<p>日程第1 第43号議案</p> <p>学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき説明
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア休暇の取得状況はどうなっているか。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア休暇は、どういった時期に取得されているのか。 <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア休暇の取得方法はどうか。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアを行うにあたり、行先については品川区が協定等を締結している場所に行くのか。 <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの活動内容はどのようなものか。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動後は、活動内容についての報告義務はあるのか。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員以外のボランティア状況はどうなっているのか。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地へ従事している区の職員は、何名いるのか。
<p>事務局説明</p>	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア休暇の取得状況は、平成23年度は5名の教員うち3名が2日間、2名が1日間であった。平成24年度は1名の教員が計5日間、平成25年度は1名の教員が計3日間を取得した。なお、平成24年度と平成25年度に取得した教員は、同一の教員である。 ・ ボランティア休暇の取得時期は、例えば、平成25年度に取得した教員は、7月29日、8月2日、8月5日に単発で取得しており、授業に影響しない夏休みを利用している。 ・ ボランティア休暇は、事前に校長先生に申し入れを行い取得することになる。 ・ ボランティアの行先については、特に指定はない。被災地支援以外にも、地域における子どもの健全育成としてのボランティア活動も行っているため、場所について限定されることはない。 ・ ボランティアの活動内容としては、詳細な活動内容は把握していないが、例えば、被災家屋の撤収などの事例がある。 ・ ボランティア活動後の報告は、特に強制していない。 <p>(教育次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の規則改正は、教員のボランティア期間の延長であるが、区の職員として被災地支援を行う場合は、職務として現地に赴くことになる。区の職員の場合、宮古市や富岡町に従事している状況である。

	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 区職員の被災地への派遣状況としては、宮古市に事務職が3名、建築の技術職が1名従事しており、税務関係、用地買収、都市計画等の支援を行っている。また、派遣期間は、1年単位となっている。
委員意見要旨	<p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアを行うにあたり、なかには休暇を取得せずに土日や祝日を利用している教員もいる。ボランティアに自分自身の体験として参加してもらうことも良いことだと思う。 ボランティアにおいて、貢献や支援活動の際、自身の力を発揮できるような関わり方をすると、なお良いと感じる。
議事結果	原案可決

件名	日程第2 報告事項1 平成25年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について
担当課説明等	(学務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員D) ・ 立会小学校の2年1組は、12月21日の土曜日まで学年閉鎖を延長したとのことだが、授業時数が不足することはないのか。
事務局説明	(指導課長) ・ 授業時数について、品川区は、土曜日授業を行っていることもあり、また、小学校については、授業時数も30時間の余剰をとるように組んでいるため、授業時数が不足することはない。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項2 平成25年度校長職選考ほか各選考の結果について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員A) ・ 校長職選考について、合格人数はその年度の人数不足を補うようになっているのか。 (委員E) ・ 選考については、合格者の人数を決めているわけではなく、能力等に見合った人材を採用しているのか。 ・ A選考とB選考の違いは何か。また、合格後の地位は異なるのか。
事務局説明	(指導課長) ・ 校長職等の合格人数等の需要と供給の関係は、東京都の所管のため正確な実態は把握していない。しかし、小学校においては全都的に校長および副校長が不足しているのが現状であることから、人数の需要と供給で一律に合格者を決定しているものではないと考える。 ・ 校長職選考については、合格者の人数を決めているわけではないが、例えば、A選考については、100名程度の合格者を目標として挙げている。しかし、実際は、A選考を受験する人材が不足しているのが現状である。 ・ A選考は、5年間の指導主事の経験を積んだ者が副校長職を目指す選考であり、B選考は、A選考より受験年齢が若干高く、2年間の主幹経験を積んだ者が副校長職を目指す選考であり、合格後の地位は同等である。しかし、近年、A選考を受験する指導主事が減少しているため、B選考の合格者の中から指導主事を経験するような状態となっている。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項3および報告事項4 都費教職員の任免等に関する内申について（休職・普通退職）
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

件名	日程第3 その他 平成26年1月の行事予定について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承